

媛教互 第77号
令和2年1月6日

各所属所長 様

一般財団法人愛媛県教職員互助会
理事長 武智 俊和
(公印省略)

療養費補助金決定通知書の送付廃止について

令和元年度より、個人情報保護及び事務作業負担軽減の観点から、3月上旬に所属所を通じて会員の皆様に送付しておりました療養費補助金決定通知書の送付を廃止することになりましたので、お知らせします。

今後、確定申告などで療養費補助金支給証明書の発行を希望される方については、「個人情報の開示申出書」に必要事項を記入・押印し本人証明の証拠書類(運転免許証の写し等)を添付のうえ、当互助会まで提出していただくようご指導をお願いします。

記

療養費補助金の概要

○療養費補助金について

会員・扶養家族が病気又は負傷し病院を受診した際に、自己負担額から3,000円控除した額(100円未満切捨て、上限額2,000円)を支給しており、受診月から3か月目の10日(10日が金融機関の休業日に当たる場合は、直前の営業日)に互助会登録口座へ送金しています。(例:受診月4月→支給日7月10日)

○療養費補助金支給証明書の発行申請について

互助会ホームページ右上の「申請書類」より、「個人情報保護関係申請書」をダウンロードしていただき、「個人情報の開示申出書」に必要事項を記入・押印のうえ、本人証明の証拠書類を添付して、互助会まで提出してください。

- ・「個人情報の開示申出書」(個人情報保護関係申請書のp1~2)
- ・本人証明ができるもの(運転免許証、組合員証、パスポートの写し等)

○注意事項

3月までに証明書の発行を希望される場合、支給済みの月までしか記載できないことにご留意ください。

(2月時点で証明書を発行する場合、記載できる受診年月は11月までの内容となります。)